

### 第3回 計画策定等に関するワーキンググループ 議事概要

---

開催日時: 令和4年1月21日(金) 10:00~11:40

場所: 地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

出席者:

[ワーキンググループ] 勢一智子座長(司会)、足立泰美構成員、磯部哲構成員、大橋真由美構成員、金崎健太郎構成員、原田大樹構成員

[政府] 寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、吉添圭介内閣府地方分権改革推進室参事官、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官

議題: 計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)について

---

(勢一座長) ただいまから「計画策定等に関するワーキンググループ」の第3回を開催する。

本日は、全ての構成員に御参加いただいている。

それでは、議事に入る。議題「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)」についてである。

今回は、本ワーキンググループの取りまとめ案について議論を進めていきたいと考えている。

まず、事務局から資料の説明をお願い申し上げる。

(細田参事官) 資料1は今回の取りまとめの構成(案)である。タイトルは「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」としており、

第1が、これまでの議論の経緯。

第2が、課題と論点。

第3が、令和4年の提案募集における計画策定等の見直しの考え方。

第4が、新たな計画策定等を創設する際に留意すべき事項。

という4章立てとしている。

資料2の2ページを御覧いただきたい。

第1は、現在作成中のため、第2「計画の策定等をめぐる課題と論点」から御説明をさせていただく。

16行目に(1)「計画策定等に関する国の働きかけが増加する背景」、44行目に(2)「計画等の増加による地方公共団体への影響と課題」、としてこれまで御説明申し上げてきた内容について記載している。

続いて、6ページの142行目、(3)「見直しの対象とすべき計画策定等の範囲」としている。

これまで累次の勧告において、計画策定等について見直しを行ってきたが、計画数が増加している背景として、これまでの見直しでは、法律しか対象としていなかったこと、努力義務規定やできる規定を許容してきたことなどが影響していると考えられること

も踏まえ、法律等の根拠づけにかかわらず、見直しの対象とすべきではないかと記載している。

続いて、8ページ192行目から現行策定を求められている計画等については、

- ① 計画等の策定そのものを廃止及び統合又は他の手段に代替すべきもの
- ② ①以外で、その内容及び手続について見直しを求める必要があるもの

という2つに区分して見直しを求めていくこととして記載している。同ページの203行目から新たに策定を求める計画等については、真に必要なものに限るべきであり、必ず計画等の作成という手段でなければならないのか、ほかの手段でも代替できるのではないかという点について精査することで、可能な限り抑制すべきであると記載している。

続いて、214行目から第3「令和4年提案募集における計画策定等の見直しの考え方」という章を挙げている。策定を求められている計画等について、見直しをすべきものはどういったものかということ为例示することで、令和4年提案募集において、地方から見直すべき具体的な計画等を御提案いただくものである。

9ページから現行策定を求められている計画等の具体的な見直しに当たっての判断基準を記載している。記載の内容を表形式にしたものとして、資料3「令和4年提案募集における計画策定等の見直しの考え方（イメージ）」を配付している。資料3の上の段、Aは、計画自体の存置を議論すべきものとして①から⑥まで、検討の視点を例として挙げている。併せて対象外とする項目を4つ記載しており、事務局としては、昨今のコロナをはじめとする感染症や災害への備えといった場合には、全国的な総量規制・管理といったことが不可欠になり、また、身体、生命への危険に対して国民を保護するという目的にあっても、計画等を策定することは許容されるのではないかと考えている。

さらには、都市計画法における都市計画のように、私人の権利・義務に関わる行政処分等の直接的な根拠になっているものや、財政上または税制上の特例措置の直接的な根拠になっているものについても、計画を策定することが許容されるのではないかと考えている。

続いて下の段、Bは、内容及び手続について見直しを求める必要があるものとして、計画自体の存置が許容されたとしても、その内容や手続については、見直したほうがいいのではないかとということで、検討の視pointsの例を①から⑤まで挙げている。

こうした内容について御議論いただきたい。

再度、資料2の10ページ、263行目からの、第4「新たな計画策定等を創設する際に留意すべき事項」という章については、現在作成中であるが、今後、地方における負担軽減を図っていくため、新規の計画策定等を抑制していく必要がある。

また、272行目から、国から地方公共団体に対して新たに計画等の策定を求める場合であっても、その策定、内容及び手続については、可能な限り地方の自主性に委ねることが望ましいというようなことを記載しており、11ページには、構成員からいた

だいた御意見を3つ掲載している。

(磯部構成員) 資料2、4ページの85行目から逆三角形の下のほうの小規模な市町村ほど業務負担が大きいという話であったが、2つ目のポツで、ノウハウが蓄積されないというのは、これは、小さいところだと蓄積しにくいということなのか、それとも外部委託をせざるを得ないから、自治体のほうに残らないということなのか。

(細田参事官) 主に外部へ委託した場合に、ノウハウの蓄積が当該地方公共団体に残らないということである。表現ぶりについて工夫してみたい。

(足立構成員) 5ページの106行目以降の内容についていわゆる逆三角形の構造では、現場の負担を増すと記載されているが、その現場の負担というのは何なのかを明確にするべきではないか。

1点目は、まず、向かって左側の逆三角形そのものから読み取れることとして県よりも市が、市よりも町のほうが、担当数が大変少なく、それによって過度な負担がかかり、1人当たりの負担が高まるであろうということ。

一方で、向かって右側の表では、何を負担の中で読み取ればいいのか不明確となっている。一例として、3年、5年、10年という周期が定まっていることにより町であるならば、健康福祉課のわずか5人の方で対応しなくてはいけないという趣旨で記載されているのであれば、その旨を加筆してもいいのではないか。

また、図のタイトル名についても逆三角形の構造が負担を増すということを踏まえたものにすべきではないか。

(細田参事官) 御指摘のとおり逆三角形の現場の負担の記載について、この表が図示する内容についても加筆し、より具体的に現場の負担の内容が伝わるよう検討させていただく。

また、タイトルについても御指摘を踏まえ、検討させていただく。

(勢一座長) この図表が示す内容を正確に伝えるというのは、非常に大事である。

(大橋構成員) 分権改革の推進というテーマと、業務負担が多くなっているという議論の関係が難しいと考えている。

業務負担があって自治体も非常に苦しんでいる。さらに国と地方の権限の在り方についても、よくない影響を及ぼしているというように、分権改革との文脈での国地方関係についても計画策定が悪影響を及ぼしているとするような内容を盛り込むことができると、取りまとめのタイトルとの関係で内容が整合的になるのではないかと考えているが、如何か。

(細田参事官) 地方分権改革について、これまで様々な取組を積み重ねてきた歴史があることを承知している。大変貴重な御指摘をいただいたので、第2のところにも、御指摘を踏まえて記載をさせていただく。

(勢一座長) 御指摘の点について、有識者会議でも議論等があり、確かに負担が重くなっている、その現場の負担を取り除くことが必要ではないかという問題意識はもちろん

あるが、なぜ、その現場に負担が重くなってしまっているのかというそもそもの原因に関心がある。計画について言えば、策定の義務付けが多くなり、努力義務、できる規定という形で、たくさんの計画策定を地方自治体に求めるような仕組みができています。

そのときに、義務規定のみならず、努力義務、できる規定であっても、構造上策定せざるを得ないような状況、環境に現在置かれており、その結果、地方の自主性、自立性が脅かされている。

地方の自主性、自立性が尊重されるような形での計画策定が可能な制度体制、法制度体制に転換することができれば、現場の負担が軽くなるだけではなく、その分のマンパワーを使って行政サービスを充実させることができるという問題関心であるので、そういう部分を丁寧に記載できればと思う。

(金崎構成員) 5ページの図は、義務付け等ということではなく、計画そのものの負担感を表しているのので、タイトルを変えたほうが良いと思う。また、これまでの議論は法律に根拠があるものしかターゲットにされておらず、知事会もアンケート形式での調査であるが、全容を国も含めて誰も把握できていないという問題は大きな課題かと思うので、加えられないかと思う。

(細田参事官) 図の名称について、計画策定についての御議論を踏まえた名称に変更するよう、考えさせていただく。

(足立構成員) 第1章に金崎構成員が御指摘の全貌が見えないという議論を加筆していく必要があるのではないか、という印象を受けている。

加えて、3ページにある図では努力義務が義務規定をはるかに上回る形で数が多いというのもよく分かるが、議論を行うに当たって、1計画を策定するに要するであろう時間という論点もあるかと思う。数だけではなく、その中で占めるであろう時間や量の問題というものがまだ見えていない状況を、一定、全貌を解明する必要があるのではないか。

そういった場合に、平成30年4月24日に規制改革推進会議で行政手続部会というのが開かれており、行政手続コスト削減に向けて、時間単位でデータを収集し、今後の方針を作成されているようであるので、これが参考になるのではないかと思う。

もし、策定に要する時間というのも論点として入れるのであれば、参考としてその情報も活用できるかもしれない。

(細田参事官) 第2に限らず、現在執筆中の第1の中でも、今日いただいた御意見を踏まえ、加筆させていただきたい。

また、規制改革推進会議での議論の内容についても、確認をさせていただきたい。

(勢一座長) 全容が把握できていないというのは、ワーキングの議論でも問題になった。今回の取りまとめの段階では、そういう点が問題状況としてあるというところを共有し、今後、その全容に少しでも迫れるようなことがあれば、適宜、それを分析して、今後の将来的な方向性に反映できればと思う。

(原田構成員) 1つは、努力義務については、本当に自治体へ任せている、ということであれば、総量の問題ではなく、その中で自治体が自由に決めればよいということになるわけであるので、事実上義務付けられているということに問題があるのではないと考える。

2点目は、8ページ目の208行目以降について、デジタル化によって政策決定のときに、自治体をスルーしてしまうようなことがないような書き方にしたほうがよいと考える。書きぶりを工夫できるのであれば、そういった工夫をしたほうがよいかもしれないと思う。

(細田参事官) 御指摘のように義務付け、努力義務というような話の中で、努力義務の中で実質的な話かどうかという点もあろうかと思うので、この点を踏まえて記載したい。

また、デジタル化につきましても、御指摘のように、自治体をスルーすることがないようにということを踏まえて、記載させていただく。

(勢一座長) 第1点目で御指摘いただいた点については、紛れないようにきちんと書く必要があると考えている。箇所としては、4ページの80行目辺りの記述になろうかと思う。

(磯部構成員) 原田構成員の御指摘のとおりであり、法令上の義務付けはさておき、事実上の義務付けというのは、いろいろなパターンがあるということを書いたほうがいいのか。とりわけ、補助金、財政支援にひもづいているというケースというのが、提案募集検討専門部会でもしばしば問題になったが、補助金をもらうためには、何とか計画を定めなくてはいけなくて、金額について変更する手続があると、もう計画自体も変更しなくてはいけないという具合で、非常に頻繁に煩雑に変更手続を取らなければいけないとか、県としては特段何か基本計画を定めるつもりはないのだけれども、計画を定めて何か書いておいてくれないと、市町村が何かやりたいというときに、その枠組みがないということになってしまうから、事実上やらなくてはならなくなっているとか、いろいろなパターンがあったと思う。

座長御指摘の4ページの80行目前後の辺りになるのかなと思ったが、とりわけ補助金の話というのは、どこかにきちんと書いていただくといいのではないかと思う。

(金崎構成員) 関連して、補助金改革のときに交付金化されているけれども、計画を作ったところに交付金を出すという仕組みになっていて、補助金の時のメニューみたいなものがそのまま残っているので、そのメニューごとに計画が要る。

例えば、下水道だったら下水道の整備計画があり、耐震化の計画があり、広域化の計画があり、というような形で、メニューごとに計画が必要とされるような事例がある。確かに分権改革として補助金から交付金へとやってきたが、その手続についてまでは見えていないので、これはよかれと思って計画を作らせているのだと思う。

(勢一座長) やはり努力義務や、できる規定であっても、構造上策定せざるを得ないような状況になっているということをうまく表現するのが大事だろうと思う。

財政措置と紐づけされている例とか、あとは策定状況の公表をされているというのが自治体からすると、他の団体との並びで、議会や住民との関係で策定せざるを得ないような状況になっている。制度だけの問題ではないような気もするが、運用上そのような支障を、少なくとも現場は感じている。例が幾つかあったかと思うので、記載に当たっては工夫をできればと思っている。

(寺崎室長) 1点補足させていただきたい。

事実上義務付けになっている令和3年の提案における典型例として、消費者庁が行っている地方版消費者基本計画があった。これは法律の根拠がないものであるが、消費者庁では、計画を全都道府県に作らせることを政策目標に掲げ、その策定状況をホームページで公表し、未策定の都道府県名を出すということをやっていた。

これは、おかしいではないかという提案があり、消費者庁は、団体名は公表しないという改正を既に行っている。典型例では、こういった何の措置もないけれども、団体名を公表されるので、座長がおっしゃったように、他の団体との兼ね合いで作っているところも今回見られたケースである。

補助金の話も大きな論点になろうかと思うが、大きく2つあり、1つには、金崎構成員が御指摘のように、地方の自由度を増すという観点で計画を使っているものもある。国の財政支援を行う際、行うところと、行えないところの線を引かなくてはいけない。以前は、詳細な補助金申請を求めていたのを、包括的にやるということで計画という手法を使っている。これはどちらかという、分権にプラスの面もあろうかと思う。

一方、令和3年の議論の中で出てきたのは、計画を作った上で補助金の申請も別途発生しているというもの。要は二重の手続が発生していて、計画での変更手続を行うのであれば、補助金適化法のほうで担保できるのではないかというような御指摘を提案募集検討専門部会でいただき、補助金の手続のみでやれば済む、ということになったものである。

一言に財政上と言っても、分権に資するものと、そうではないもの、2つあるではないかと考えている。

(勢一座長) 続いて、第3、令和4年提案募集における計画策定等の見直しの考え方の部分に移る。

この部分に関しては、先ほど事務局からの説明のとおり、基準の考え方、対象外の取扱い、提案募集の際の公表の仕方等について御意見を賜ればと考えている。

(金崎構成員) 6ページの149行目で、法定受託事務に関する記載があり、私の発言を受けたものだと思うが、ホワイトリストのつもりで発言したものなので、聖域のようなものとして捉えられると意図と異なるため、書きぶりについて御検討いただければと思う。

(細田参事官) 御指摘を踏まえて検討させていただく。

(大橋構成員) 先ほどの関連であるが、国が自治体に対して計画策定を求めることについて、法定受託事務は、肯定的に評価できる場合の例の一つであるのだから、「一方、

国が地方公共団体として求めることについても肯定的に評価し得る場合がある」というような形でまず前提を書いた上で、その例として「法定受託事務の場合」等を並列で書くことにより、位置づけが明確になるのではないか。

(細田参事官) 御指摘を踏まえて検討させていただく。

(勢一座長) 交通整理をして書くようにしていきたい。

次に第3について御意見等をお願いしたい。

(金崎構成員) 提案募集により問題となっている計画等を提示して頂くということなので、自治体の方々が提案を容易に提出しやすいような形にしていく必要があると思うが、提案を求めるものが廃止や見直しすべきものとなると、自治体からすれば、ハードルが高く、提案しづらいということもあるので、どういう観点で提案すべきものを考えるのか、という大きな視点をどこかに入れた方がいいのではないか。

例えば、デジタルの活用により計画等を策定する必要がないと考えられるもの、他に相当する計画があるので新たに作成する必要がないもの、などについて提案をして欲しい、という考え方の上で今回示す基準がある旨を伝えることで、自治体は提案をしやすくなると感じたので、どこかにこのような内容を書けないか。

(細田参事官) 御指摘いただいた内容について、資料2と資料3で、検討の視点の例ということで示しているが、ここに至るまでの大きな視点や基本的な考え方を、どのように書けるか検討したい。

(勢一座長) 例示というようなニュアンスになるのか。

(金崎構成員) 例示、基本的な視点、前提でもいいが、例えば、提案をするに当たって、自分たちがやっている事務をこのような視点で見直してもらえないかというメッセージを自治体に届けるということ。デジタルの活用は分かりやすい例であり、1つのスプレッドシートの共有で対応可能と思われるものがあるか、あるいは、他の計画と重複しているものがあるか、既存の計画に追加記載すればいいものがあるのではないかと、といった自治体の方が問題点を探していく上での視点があって、それを具体化する基準があると、提案しやすいのではないか。

最初から廃止してくれとはいづらいと思うので、そのきっかけを与えるようなメッセージを送れないかなというのが、問題意識である。

(磯部構成員) 令和4年に提案を求めるにあたっての求め方の表現ということなので、提案したくなるような書き方、提案しやすくなるような書き方であることが重要だということには、同意である。

その際、廃止等はハードルが高いという面もあるが、提案募集を活用している自治体は多数ある中で、ここで声を上げれば、廃止まで視野に入るところにも魅力がある制度だと思う。したがって、廃止という期待を持たせる書き方をしたほうが良いということからすると、先ほどの分かりやすい例を入れる方がいいと思う一方で、書き方やタイトルのつけ方は難しいと思うが、提案を受ける側としても抜本的に見直すという覚

悟をもって各省庁とやりとりを行うということを示すということからも、廃止も視野に提案してほしいという記載も意義があると思った。

(大橋構成員) 226行目から235行目までのアからオは、資料3のAの検討の視点に対応していると思うが、資料3のAの①から⑤については、客観的に決定できる視点と、提案者の主観が関わっている視点が混在しているように思う。

例えば、①や②は、状況把握のためだけの計画策定や付加価値もなくまとめるだけというものは意味がないという点ですごく分かりやすい基準かと思う。一方で③、④、⑤については、趣旨や目的が達成できるもの、実質的な役割が認められないもの得られる効果に比して人員や予算上の負担が大きくなっているものといった点は、主観的な評価が関わってくるので、提案する自治体だけの判断に委ねるのでは不十分かもしれない。ある計画について、策定が手間と考える自治体があったとしても、一方で、その計画に価値を置いている関係者もいるかもしれないので、こういった主観的な評価の関わる要件をどのように考えるかというのは、1つ論点かと思う。

(足立構成員) 先ほどの主観的、客観的というのは、非常に大事な点かと思う。担当者によって答えが異なるというのは、やはりリスクを伴うと思う。

特に、今後、職員が減少し、1人当たりの担当の仕事が増える中で、たくさんの業務を兼務する状況を鑑みた場合には、主観的な判断というのは往々にしてリスクが高いと思う。

その上で、主観的、客観的という点について、資料3を用いて話をすると、Aというのは結局のところ、廃止、統合、ほかの手段に代替をすることによって、今ある計画そのものをなくそうとするものがAであり、Bというのは、なくしはしないが、いかに負担を軽減する形で適したものにしていこうとするのがBであり、これらの内容で分類されると思う。

この分類が、読み手の方が1回見ただけでは分かりにくいと思うので、Aの定義とBの定義を加筆したほうがいいのではないか。その場合に、特にBの過重というのは主観的なものであり、判断が異なる可能性があると思う。

また、Bにおける人員や予算上の負担による過重という判断と、Aの⑤における人員と予算の負担が大きい計画としての判断といったような、AとBに混在する可能性があると思う。

そうなると、評価をする側にとっても、まずBによる事務軽減でとどめておいて、その後Aによる廃止を検討すべきなのか、それとも最初からAとして廃止を求めるべきなのかという、評価に苦慮する可能性もあるのではないか。

よって、この主観、客観というのは、提案する側だけでなく、評価する側に関しても、重要な視点だと思う。

(金崎構成員) 策定することに効果がないというものは廃止でもいいと思うが、効果があるのであれば、合理化をするということが目的となるので、合理化ができるものにつ

いて書いているのがAの⑤なのではないかと読める。

そうすると、廃止が適さないのであれば、合理化の提案を受ければいいので、そのような提案を自治体が出してくれれば、主観要素があっても提案につながると思う。

(勢一座長) 主観的要素か客観的要素かというところで、今、御議論いただいているが、客観的要素は、比較的分かりやすい。主観的要素をどうするかというと、提案募集の基本ルールの中で支障事例を示すこととなっている。具体的な数値、事象、現象を示す形で主観的要素の客観化をすることで提案として成立するということになっている。

よって、資料に記載のある主観的な部分に関わる場所について、実際に提案する場合には、支障事例に表現できるかどうか、表現できないものであれば、提案としては未成熟ということになるので、まずは自治体で支障事例をしっかりと裏づけしていただくことになる。主観的要素だから検討の視点として苦しいとは、一概には言えない。客観化ができるのであれば提案として可能であり、そうでなければ、違う整理が必要だろうということになるかと思う。

合理化の部分については、今後、そのような提案も多数出てくるのではないかと思う。合理化の方法も複数あり、例えば、3つのものを1つでセットする形での合理化や手続や内容をスリム化することでの合理化といったものもあるので、Aで実現する合理化とBで実現する合理化と両方の可能性がある。よって、どういう事例があり得るかを想像しながら、この視点を考えると、なかなか難易度が高いものである。

(金崎構成員) Aなのか、Bなのかと区分ごとに募集するのか。それとも、どちらでもいいというのもありなのか。

(勢一座長) 必ずしも区別するものではない。

(寺崎室長) 地方がどんな支障があるかという出発点で提案をいただいている。

そのときに、金崎構成員の御指摘のように、どんな切り口で自分たちの仕事を見直してもらおうかということを示すことは重要だと思っている。それは、客観的なものもあれば、主観的なものもどうしても含まれてしまう。より多く切り口を示すという意味で、今回の検討の視pointsの例を資料3に記載している。

Aに関するものも、Bに関するものも同時に出していただくことも可能である。すなわち、廃止ができなくても、このような見直しは、やってくださいというようなケースもある。

我々がイメージしているのは、御提案の際に、どの事例に相当するかをお出しいただく、というような意味で、提案を受け付ける側の実務的な観点、かつ、なるべく多くの提案を出していただく、という観点から記載している。

その中で、ここは最初から除いておいたほうが、議論はしやすいということを対象外として明示したほうがいいのではないかという意味で、この資料3の案を提示して、それを文章化したのが資料2であるとお考えいただければと思っている。

(金崎構成員) そうすると、対象外というのは、最初からAの対象外、ということにな

るのだろうが、先ほど申し上げたように、補助金だとか、交付金だとかに関連するのが、多分、水面下に膨大にあって、それに対して負担感があるであろうということが推測されるので、ここが最初から対象外になっているというのが、自治体から見ると、どうなのかなと。そこが悩ましいと思う。

(勢一座長) 対象外として、これでよろしいかという部分についても、議論の余地はある。

(原田構成員) 直接的な根拠となっているという「直接的」とはどういう意味なのかを御説明いただきたい。

(寺崎室長) まず、税でいうと、租税法律主義であるので、こういった計画に乗っ取ったものについては、例えば、固定資産税の評価に関する特例があるとすると、その計画に書くことが、租税法律主義の観点から、特例対象とする直接的な根拠になっていて、必須の要素になっているというのが、一番分かりやすい例だと思う。

一方、財政上の話は、先ほど申し上げたように、交付金のようなケースと、補助金適化法を二重に課しているようなケース、大きく2つに分かれるとすれば、直接的な根拠というのが、交付金化することによってこの計画に載せることで、以前の補助金のような細かい手続は要りませんということに、代替的な要素があるという意味で、直接的という意味で書いているつもりである。ただ、この財政上の観点をどう考えるかというのは、非常に議論が分かれるところであるので、先生方に御議論を賜りたい。

(原田構成員) 税制上の根拠は分かりやすいが、財政上の根拠となっているというのは、私は要らないのではないかと考える。ここで対象外とする必要はない。税制上の直接的な根拠は、租税法律主義の観点から必要だというのは分かるが、財政上の根拠というのは、別に法律の根拠がなくても補助金は出せるので、理論的には要らないはずだと思う。他の省庁が反対するとは思いますが、ただ、対象外として財政上の根拠となっているのが入ると、金崎構成員が御指摘のように、非常に使いにくいと自治体から思われることは間違いはないと思う。これは、なるべくなくすか、あるとしてももう少しぼかして、財政上のものでも対象となり得るというような表現を考えたほうがいいのではないかとと思う。

(勢一座長) まさに、財政上については、ここで議論になろうかと思っていたので、よろしければ、ほかの構成員の先生方にも御意見を賜れればと思う。

来年度の提案募集にあたって、できるだけ対象外を少なくするという考え方であれば、原田構成員御指摘の「税制上の」のみを残すという考え方は、当然あり得るところだと思う。

他方で、財政上のものであっても、計画を求めてもやむを得ない場合もあると思うので、先生方の御意見をいただいて、次回に取りまとめに向けて工夫をしたい。

(金崎構成員) 財政上のものも、少なくとも合理化できるものはたくさんあると思われる。例えば特定の事業を実施して交付金を受けるため計画を作成することが前提になっ

ている場合には、実質的には義務付けられている。これを対象外としてしまうと、そういったものは最初から外してしまう可能性が高い。少なくとも合理化する要素はありそうなので、財政上というところだけを対象外とするのは、適当ではないと考える。

一方でほかの項目も含めて、対象外を明示するのかどうかも1つのポイントと思う。最初から対象外としてしまうと誤解を招く可能性があるため、例えば、検討の視点の例だけを出すなどの工夫が必要なのではと思う。

(磯部構成員) 9ページ237行目の「ただし、」について、以下に該当するような計画にあっては、計画等の策定を求めることは許容されるものと考えられると、これも決めつけである必要はなく、許容される場合があるものと考えられるぐらいにしておけば、それほど気にしなくてもいいのではないか。

一方で、財政上のは取ってしまったらいいのではないか。網羅的である必要もなく、典型例を例示するという趣旨で税制上の特例措置に限るとしてもよろしいかと思う。

(勢一座長) 資料3では、表くくりになっているので、文章にすると印象が違ってもしれないが、実質的には同じことを述べることになる。提案を求める段階においては、財政上のというところまで制約をかける必要はないのではないかと御意見が、多く出ていたように思う。

提案募集方式は、提案を出す自治体側も、熟考した上で適切な制度設計を希望していただけの仕組みであるので、これまでの経緯も尊重し、広く提案を求めてもいいかもしれない。

(寺崎室長) 前回配布した資料のうち、資料5の第2次、第3次勧告のメルクマールを御参照いただきたい。資料5の参考とした資料の8ページについて、第2次勧告において、計画策定及びその手続については、一種の存置を許容するメルクマールにした。当時は、存置を許容するか、否かで、地方分権改革推進委員会が白黒はっきりさせた。そのときに参考にしたのが、④であるが、税制、財政、さらに法政上の特例措置という言い方で、当時は書いていた。

しかし、構成員から御指摘があったように、今回の手法としては、提案をいただくという観点で、我々が白黒つけるわけではないので、御指摘のとおり、幅広く受けるという観点から、対象外という表現にはならないように留意をした書きぶりを座長と調整させていただきたい。

(金崎構成員) 8ページの200行目、法律案等の立案過程において精査すると書いてあるが、表現が限定的ではないか。また、その下の通知や策定マニュアルについては、いずれも技術的助言であり奨励にすぎないこととなっているが、この辺りが技術的助言イコールになるのか書きぶりの確認が必要かと思った。

(細田参事官) 8ページの200行目の法律案の立案過程、法律案に等が入っているものの、少し限られた表現なのではないかという点の御指摘を踏まえて検討する。

また、206行目について、技術的助言は確かに地方自治法の解釈では促すということだ

と思うので、奨励と併記することが適切かどうか検討する。

(勢一座長) では、続いて、第4「新たな計画策定等を創設する際に留意すべき事項」の部分について、御意見をいただきたい。

(金崎構成員) 恐らく、複数の省庁が共管している制度というのが、策定の要請が多いのではないかと。各省庁自身も実態が共有できていないので、複数の省庁がそれぞれで現場の負担を増やしてしまう。それは省庁自身も自分のところの部分しか分からないということなので、要注意ポイントを例示していくということが必要ではないか。共管の場合は他の省庁がどういう計画を求めているかを国の中で共有する仕組みがない。法律の場合には法令協議があるが、法律ではない場合がほとんどなので、その点を留意していただきたい。

(勢一座長) 確かに複数の省庁が、それぞれ政策を展開し、法律を所管しているという状況であり、国の省庁側としては、特段支障を感じずに計画を求めている。

他方で、それが自治体に全部集まってくると、現場の負担となるという点では、国の省庁間の適切な連携や共同が必要になってくるということで、御指摘は非常に重要だと思っている。

(磯部構成員) 計画を策定するときに、屋上屋を架さねがちであるということや、何かできないかということで、共管はそうなりがちだと感じた。また、計画策定の際の基本原則のようなものができればよいと思っており、省庁には既に同じものを活用できないかということや、できるだけ同じことを繰り返すことはしないというような、最省力化を図る義務があると考えている。

10ページの272行目からが重要で、策定、内容及び手続において、可能な限り自主性に委ねるということであるが、委ねる側が委ね方に留意すべきということを書き必要がある。その中でも、いかに総量を減らすかという視点がとにかく大事なのではないか。

(勢一座長) やはり新しい制度を作ったほうが、仕事をやった成果がよく見えるという意味では、新たに必要分野で計画を求めるとするのは、目に見えて成果が分かるので、取りやすい方法ではあるが、既存の制度が活用できないかなど、制度をうまく変えながら長く使っていくというのは、いいコンセプトだと思う。

(足立構成員) 事務局に質問だが、第4章はどういった節をお考えなのか。その際に、留意すべき事項ということは、ある程度具体的に考えるようなときに使う用語だと思うので、実際にどういったような事項を、どういう節でお考えなのかお尋ねしたい。

(寺崎室長) ここがペンディングになっているのは、そこが悩ましい論点であるため、御議論いただいたように、各省が計画を作るために制度設計をする際に、こういうことを考えて作ってねというお願い事項的な手法が1つのミニマムな手法であると思っている。

もう一つは、いわゆる通則的ルールで従前より申しあげていたが、政府の一定の方針、

究極は法律に書き込んで、明確な基準を作るというやり方もあると思っている。

事項というのは、どちらかというと、前段の例に近いが、場合によっては、後段のようなものも視野に入れると、書きぶりや中身が大きく変わってくると考えており、御議論賜りたい論点である。

(足立構成員) まさに、おっしゃっていただいたところが、論点になるかと考えている。

前者については、事項ということも挙げていくのであれば、資料3の検討の視点を一例に出し、国が数量の状況を把握することや市町村が測定する、取りまとめることを目的としたものは許容できないといった内容になるかと思う。場合によって、留意すべき事項を前者の視点で考えたならば、第2章もしくは第3章の逆の視点、逆の書きぶりになってくるであろうと考える。

後者のほうが一番難しいと思う。基準を明記するが、通則的なものは、将来どういった状況になるか分からない、弊害が生まれるかもしれないため、前回の議論にあったモニタリングのような仕組みを作ることも併せて考えていく必要がある。前者と後者は、大きく違いがあり、どちらの方向性にするかで、第4章の書きぶりが変わると思料する。

室長がおっしゃっている問題点は、本当に一番の要になるかと思う。

(勢一座長) 第4章のタイトルも併せて作成中であるため、ここで御議論を頂戴したうえでどのような形で、今回書き込むことができるか検討させていただきたい。

(金崎構成員) 留意事項にするか、ルールにするか、非常に難しいところである。今回は法令に基づくもの以外のところまで全部広げているので、全容が把握できてない状況である。ルールを作る以上は、実効性も考えて作るべきだと思うが、現状において、本当に実効性の担保ができるのかという問題があると思う。

各省庁にまず留意してもらわなければいけないということは書かなければいけないと思うが、それをどういうルールにできるのか、そのルールの性質はどのようなものなのか、実効性も含めて非常に大きな問題だと思う。親会議でも議論がされたように、ルールの性質について、もう少し整理をしていく必要があると思う。

(勢一座長) まさに、将来的には検討して示すべきだということで、このワーキングが立ち上がった経緯がある。すぐに結論が出るものではないので、来年度の提案募集において、よく分かっていない部分を提案によって明らかにしていきながら、どういうことを将来的にルールとして示せるかを議論することになろうかと考える。今回の会議の中で、どこまで我々が示すことができるのかというところも、御指摘のとおり論点だと思うが、少なくとも一定の留意点を示すことは、これまでの議論の中で出てきていると思うので、具体的な留意点について、今回と次回の議論になろうかと思う。

(原田構成員) 方向性としては、自治体の自主性に任せるという方向を、まずは探るべきだろうと思うが、それが難しい場合にはモニタリングするとか、あるいは総量規制のようなことを提言しなくてはいけないのではないかと考えている。

しかし現段階で、そこまで言うことは難しい問題であるため、まずは自主性に任せる

ような制度設計を採用すべきであるというメッセージを発するというのが先決であると感じている。

(勢一座長) 資料2の10ページの最後にも記載されているように、可能な限り地方の自主性に委ねることが望ましいという原則論のもとで、具体的な留意事項を示すというのが、直近の対応の方法になるかと思う。

どういう形で先々示すことができるのかは悩ましいと思っている。実効性を担保するという点も非常に重要であるので、そういう担保ができるという見通しをもって、一般通則を決めるということをしなければならないと思う。この場合は、自治体側の状況と国の各府省の側の状況を確認した上で決めなければいけない話であるので、今後改めての議論が必要であると思っている。

(磯部構成員) 留意事項として、目のつけどころというのを大事な順に分かりやすく述べるのが重要。

地方の自主性を発揮できるように、そもそも業務負担が大き過ぎたら駄目だということを、何度も言ってもいいかもしれないし、自治体の規模も踏まえるべきとの論点もあったかと思うのでそのようなことも付け加えてもよいのではないか。

(足立構成員) 磯部構成員御指摘の点は、11ページの1つ目のポツにも関連する話である。

実際に、上水道や下水道をはじめ、ごみ焼却などについても広域化が求められており、国民健康保険は都道府県単位化されている。

将来を見据えたような視点というの、入れ込んでもいいのかと思う。

(磯部構成員) 資料3についても、今日の議論の参考資料にとどまらず、外部に示すものという認識でよろしいか。

(寺崎室長) 資料3は提案募集の際に地方に向けての説明資料で用いるもののイメージとして作成したものである。

(磯部構成員) そうだとすると、やはり対象外という言葉が適切であるかは考えたほうがいいのではないかと思う。

(足立構成員) いずれ地方公共団体のほうに示すものならば、磯部構成員が指摘された対象外の記載は特にであるが、資料3で「その他」としている部分についても、かえって縛りをきつくしている印象であるので書きぶりを検討いただきたい。

(寺崎室長) 地方からの提案は、一定の条件に該当するものを除くと、基本的に自由である。今回のように、分かりやすく視点を示す際であっても、それ以外の提案を禁止するわけではない。分かりやすい表現ぶりをまた御相談したいと思う。

(勢一座長) 提案募集の際に示す資料であり、上の①から⑤に該当しないけれども提案として出す場合には、その他のところに書き込むというようなイメージかなと思っている。取りまとめ案とは若干ずれているところがあるかと思うが、その点も含めて、引き続き事務局に意見をお寄せいただければと思う。

議論はこれまでとし、事務局においては本日の議論も踏まえて、次回が最終回となるため、最終的な取りまとめに向けて作業を進められたい。

以上をもって、本日のワーキングは閉会とする。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)